

「竹結びフェスタ2025」企画運営業務受託候補者選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、竹結びフェスタ実行委員会（以下「本委員会」という。）が実施する「竹結びフェスタ2025」について、企画運営を効果的かつ効率的に実現するため、企画運営業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(プロポーザルの募集)

第2条 受託候補者の選定に当たっては、原則として、公募によりプロポーザルへの参加者（以下「参加者」という。）を募り、実施する。

2 本委員会は、プロポーザルの募集に当たり、契約の内容に応じその都度、次の各号に掲げる事項について定め、これを公開する。

- (1) 当該プロポーザルの募集要項（以下「募集要項」という。）
- (2) 当該プロポーザルの評価要領（以下「評価要領」という。）
- (3) その他本委員会が必要と認める事項

3 前項第1号の募集要項には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 当該プロポーザルの予定スケジュール
- (2) 当該委託業務の予定価格
- (3) 当該プロポーザルの参加資格
- (4) 当該プロポーザルに関する問合せ先及び問合せ方法
- (5) その他当該プロポーザルの公募に必要な事項

4 第2項第2号の評価要領には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 当該プロポーザルの評価項目及び配点
- (2) 当該プロポーザルで企画提案を求める事項
- (3) 当該プロポーザルの評価方法
- (4) その他当該プロポーザルの評価に必要な事項

(受託候補者の選定に関する審議)

第3条 受託候補者の選定に関する審議は、本委員会内に受託候補者選定部会（以下「選定部会」という。）を設けて行う。

(選定部会の構成及び組織)

第4条 選定部会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 竹結びフェスタ実行委員会委員長
- (2) 竹結びフェスタ実行委員会開催本部本部長
- (3) 竹結びフェスタ実行委員会開催本部副本部長

2 選定部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は竹結びフェスタ実行委員会委員長とし、副部会長は部会員の中から選任する。

4 部会長は部会を代表し、会務を掌理する。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故のあるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定部会は、部会長が必要と認めるときに随時開催するものとする。

2 選定部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。

3 選定部会は部会員の3分の2以上の出席により成立する。

4 選定部会員が出席することができないときは、部会長の承認により、代理者をもって充てることができる。ただし、代理者の数は、部会員の2分の1以内とする。

5 部会の議決は出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(受託候補者の選定)

第6条 選定部会は、第2条第2項第2号に定める評価要領に基づき評価し、その結果が第1順位の者を受託候補者として選定しなければならない。ただし、当該結果を総合的に勘案し、適切に業務を遂行できると判断できない場合は、受託候補者として選定することができない。

2 前項の規定は、参加者が1者の場合について準用する。

3 選定部会は、受託候補者の次点として、前項の規定による評価の結果が第2順位及び第3順位の者を、それぞれ優先交渉権が第2順位及び第3順位の者として選定しなければならない。

4 選定部会は、提出された企画提案書の内容に関する確認や補足説明を受けることを目的としてプレゼンテーションを実施し、これらの評価を行う。ただし、第2条第2項の募集要項及び評価要領の定める方法により、プレゼンテーションの対象者を5者以内に選定し、その結果を参加者に通知する。

(本委員会の公開)

第7条 選定部会は、非公開とする。ただし、部会長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、受託候補者の選定に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月18日から施行する。